

なごや子ども条例の改正の考え方に対する
市民意見の内容及び市の考え方

名古屋市

目 次

1 なごや子ども条例の改正の考え方に対する市民意見の概要

(1) パブリックコメントの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(2) 市民意見の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 なごや子ども条例の改正の考え方に対する市民意見の内容及び市の考え方

(1) 大人の意見の内容及び市の考え方・・・・・・・・・・ 2

① 基本的な考え方について・・・・・・・・・・ 2

② 条例の改正内容について・・・・・・・・・・ 3

③ 条例の普及・啓発について・・・・・・・・・・ 6

④ 子どもの参画について・・・・・・・・・・ 8

⑤ 「改正の考え方」以外の修正・追記の提案・・・・・・・・ 9

⑥ その他・・・・・・・・・・ 1 2

(2) 子どもの意見の内容及び市の考え方・・・・・・・・ 1 6

① 基本的な考え方について・・・・・・・・・・ 1 6

② 条例の改正内容について・・・・・・・・・・ 1 7

③ 条例の普及・啓発について・・・・・・・・・・ 1 9

④ 「改正の考え方」以外の修正・追記の提案・・・・・・・・ 2 0

⑤ その他・・・・・・・・・・ 2 1

1 なごや子ども条例の改正の考え方に対する市民意見の概要

なごや子ども条例の改正の考え方に対し、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。いただいたご意見と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、いただいたご意見の内容は、一部要約または分割して掲載しましたのでご了承ください。

(1) パブリックコメントの概要

意見募集期間	令和元年12月27日（金）～令和2年1月27日（月）			
市民意見提出状況	区 分		人 数	件 数
	郵 送	大 人	1 人	1 件
		子ども	10 人	16 件
	ファックス	大 人	7 人	11 件
		子ども	0 人	0 件
	電子メール	大 人	46 人	122 件
		子ども	0 人	0 件
	直接持参等	大 人	1 人	3 件
		子ども	0 人	0 件
	計	大 人	55 人	137 件
		子ども	10 人	16 件

(2) 市民意見の内訳

区 分		件 数
基本的な考え方について	大 人	32 件
	子ども	1 件
条例の改正内容について	大 人	41 件
	子ども	4 件
条例の普及・啓発について	大 人	22 件
	子ども	5 件
子どもの参画について	大 人	11 件
	子ども	0 件
「改正の考え方」以外の修正・追記の提案	大 人	14 件
	子ども	1 件
その他	大 人	17 件
	子ども	5 件

2 なごや子ども条例の改正の考え方に対する市民意見の内容及び市の考え方

(1) 大人の意見の内容及び市の考え方

① 基本的な考え方について (32 件)

賛成意見 (10 件)
【主な意見の例】 ▶ 条例改正の考え方に賛成です。 ▶ 考え方に基づき条例が適切に改正されるならばとても良い。
【市の考え方】 子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から、なごや子ども条例を改正します。

子どもが権利の主体であることについて (19 件)
【主な意見の例】 ▶ 子どもが権利の主体であることを明らかにすることは必須です。 ▶ 子どもの権利は、すべての子どもが生まれながらに持っている基本的人権です。子どもの権利概念において、権利とは基本的人権のことを示しており、義務は無関係です。 ▶ 子どもの権利については、未だに「権利を子どもに教えるとかわがままになる」「責任も教えずには」「権利を与えるなら義務も」といった誤解をもたれている。なごや子ども条例の前文でも、「子どもは権利の主体」という言葉がなく、その誤解を深めてしまっている。
【市の考え方】 意見書「なごや子ども条例の改正についての考え方」にもありますように、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から、子どもの権利を制限していると誤解される表現を見直し、子どもの権利について市民の皆様にも正しく理解していただけるようつとめてまいります。 そのため、前文に「子どもは権利の主体である」という趣旨の文言を追加するとともに、子どもの権利は責任を果たすことと引き換えに与えられるものではなく、生まれながらにして保障されるものであり、「責任」という表現は子どもの権利に関して誤解を招くおそれがあるため、「子どもにとって大切な権利及び責任」、「自分の行動に責任を持ち」、「社会の責任ある一員」などの表現を見直します。

わかりやすさや文体について (3 件)
【主な意見の例】 ▶ 子どもの権利に関する条例なので、子どもに読みやすくないと子どもの権利を尊重したことにならない。子どもが一次資料である条例にアクセスして理解できるよう、他都市の子ども条例のように「ですます」調の条例になることを希望する。
【市の考え方】 子どもからの意見を聴きながら、条例を分かりやすく解説したパンフレットを作成するなど、子どもにも大人にも広く理解が得られるよう、工夫して普及・啓発を実施することを考えています。

② 条例の改正内容について（41 件）

条例の名称について（7 件）
【主な意見の例】 ▶ 「なごや子どもの権利条例」と「権利」を名称に入れることが望ましい。
【市の考え方】 子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から、「なごや子どもの権利条例」に名称を変更します。
前文について（13 件）
【主な意見の例】 ▶ 児童の権利に関する条約は、子どもは子どもとしての権利をそれぞれ持つとした児童の権利宣言を受けて作られ、大人が忘れがちな「子どもが権利の主体である」ということを確認するためのものとしての意味があります。したがって、条例でも前文に子どもが権利の主体であることを是非とも謳ってほしいと思います。 ▶ 「名古屋の未来を拓く」という表現を新たに採用することが望ましいと意見書に書かれていますが、子どもが未来を切り拓くという表現にしたとしても、子どもが未来をつくる責任を果たすことと引き換えに権利を与えるかのような印象は依然として残りますので、この表現自体を削除すべきだと思います。 ▶ 人は一人ひとり別人格です。一人ひとりが大切にされる社会であるためにも、一人ひとりの発達を保障することが重要と思います。
【市の考え方】 子どもは権利の主体であることを明確に表すために、前文に「子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。」という文章を追加します。 「名古屋の未来を拓く」という表現についても、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという改正の趣旨に基づき、子どもの主体性を表した表現に修正します。 また子どもの権利は年齢や学年ではなく、一人一人の発達の段階に応じて保障されるものであるとの考え方に基づき、条文の表現を見直します。

子どもの責任について（第3条関係）（10件）
【主な意見の例】 ▶ 子どもに対して、努力義務を課すような条項は一切不要だと思います。基本的に権利と義務が対となって考える場面というのは、契約関係にある者同士の場合です。子どもの権利は、契約上認められるというような性格ではありません。 ▶ 子どもは将来責任を担う教育を受ける権利は有すると思いますが、責任を果たすことと引き換えではないという意見に賛成です。ただ、子どもであっても責任について考えたり、学習として大人の保護の中で責任を果たす疑似的な経験をさせることは必要だと感じています。 ▶ 子どもの権利は子ども一人一人の人権を保障するものであると同時に、子どもの成長発達を保障するもの。成長発達することに子どもには義務や責任はありません。子どもの成長発達を保障するのは子どもではなく大人の側に義務と責任があります。
【市の考え方】 子どもの権利は責任を果たすことと引き換えに与えられるものではなく、生まれながらに保障されるものであり、「責任」という表現については子どもの権利に関して誤解を招くおそれがあるため、見直します。 子どもの権利について、子どもにも大人にも広く理解が得られるよう、研修や講演会等理解を深めていただく取り組みを進めていくことを考えています。
安全に安心して生きる権利について（第4条関係）（5件）
【主な意見の例】 ▶ 虐待、いじめ、体罰等を具体的に記述することには賛成ですが、子どもたちの安心と安全を守るためにも、教育者や保護者の教育が重要であることに言及していただけるとなお良いかと思いました。 ▶ 「排除されないこと」「貧困から免れること」「栄養ある温かい食事がとれること」の三つを加えることを提案します。
【市の考え方】 子どもの権利擁護機関を始め関係機関と連携しながら、子どもの権利について、子どもにも大人にも広く理解が得られるよう、研修や講演会等理解を深めていただく取り組みを進めていくことを考えています。 その他、記載されている権利がどのような内容を指し示すのか、分かりやすく解説したパンフレットを作成することを考えています。

豊かに育つ権利について（第 6 条関係）（5 件）
【主な意見の例】 ▶ 豊かに育つ権利について一つ一つわかりやすくするのは良いと思います。具体的に書いてあると「ああ、それもそうなのか」と気づきます。 ▶ 「考え方」で示された意見に賛同します。そのうえで、二点提案です。 （１）の順番は、遊び、学び、休息とすべきではないでしょうか。 （２）も改正の基本的な考え方及び第 3 条の改正の考え方に沿って修正が必要です。
【市の考え方】 第 6 条に規定している権利は、どれも、子どもがのびのびと豊かに育つために必要な権利です。1 つ 1 つの権利が大切にされるものであるということを子どもに理解してもらうために、1 つ 1 つの権利を個別に規定することとしました。
広報について（第 19 条関係）（1 件）
【主な意見の例】 ▶ 広報義務について独立の条文として規定することに賛同します。市民の認知度が低いことは、広報についての条文を独立させれば解決できるものではありません。広報の拡充として、条例をすべての学校の生徒手帳のなか（校則の前）に掲載することや母子手帳に掲載することを規定してはどうでしょうか。
【市の考え方】 市が積極的に広報や普及・啓発に取り組んでいく姿勢を明確に示すため、広報について独立の条文として規定します。条例の趣旨や内容を普及・啓発するために、わかりやすいパンフレットの作成や新たな手法による広報等、積極的な広報や普及・啓発を実施することを考えています。

③ 条例の普及・啓発について（22 件）

広報媒体の工夫について（5 件）
【主な意見の例】 ▶ 子ども用パンフレットの対象はどれくらいの発達段階の子どもたちを念頭に置いているのでしょうか。条例そのものを中学生でも十分に理解できるように書き直すことが必要ではないでしょうか。そのうえで大人向け、特に学校関係者向けに詳しい解説パンフレットをつくるべきです。 ▶ 「子ども用」リーフレットが、子ども用として機能していない。子どもの権利を謳っておきながら、子どもの知る権利に反するのではないか。 ▶ 普及広報には、ただパンフレットを配るだけでなく、理解するためのワークショップなどをしながら広報する必要があると思います。 ▶ さまざまな方法で普及することが重要と思います。特に電子書籍版とマンガ版は用意すべきと考えます。 ▶ 日本で暮らす、外国にルーツをもつ子ども、大人が増えている。全ての言語を網羅した冊子等を作成するのは現実的ではないので、簡易版のパンフレット等にそれぞれの言語の QR コードを載せるなどして、名古屋で暮らす全ての人に理解できるようにして頂きたい。
【市の考え方】 子どもからの意見を聴きながら、条例をわかりやすく解説したパンフレットを作成することや、新たな手法による広報等、積極的に普及・啓発の取り組みを実施することを考えています。子どもにも大人にも広く理解が得られるよう、工夫して普及・啓発を実施することを考えています。新たなパンフレットを作成していく中で、多言語対応についても検討していきます。 子どもの権利擁護機関を始め関係機関と連携しながら、子どもの権利について広く一般に理解が得られるよう、研修や講演会等理解を深めていただく取り組みを進めていくことを考えています。
学校における周知について（3 件）
【主な意見の例】 ▶ 条例を子どもへ周知するために、学校の授業である程度時間を設けるなどしてはいかか。そのためにまず支援者への研修など必要。あるいは、専門家が子どもへ授業をするため学校へまわるなど。 ▶ 学校でパンフレットを配布するだけでなく、併せて権利学習が行われることが大切だと思います。是非とも、条例を取り扱ったモデル授業案の策定をご検討いただきたいと思います。
【市の考え方】 子どもの権利擁護機関を始め関係機関と連携しながら、子どもの権利について、子どもにも大人にも広く理解が得られるよう、研修や講演会等理解を深めていただく取り組みを進めていくことを考えています。

子どもに関わる大人や市民への周知について（9 件）
【主な意見の例】 ▶ 子どもたちに子どもの権利や子ども条例について説明できる大人を増やすことも不可欠です。特に学校の先生は子ども条例の精通者になるような手立てを市は責務としてください。 ▶ 子どもに向き合う専門職には条例学習を必須化し、授業や支援のプログラムのなかに条例学習を位置づけ、子どもともに「子どもの権利」を学び合うことが必要です。 ▶ 今回の改正を機に、なごや子ども条例がより多くの方に周知されることを希望しています。教育委員会や地域団体と連携し、子ども・子育て支援団体との交流・学びの場を深めていくと良いのではと考えます。
【市の考え方】 子どもの権利擁護機関を始め関係機関と連携しながら、子どもの権利について、子どもにも大人にも広く理解が得られるよう、研修や講演会等理解を深めていただく取り組みを進めていくことを考えています。
その他（5 件）
【主な意見の例】 ▶ 名古屋市で独自に「なごや子ども条例週間（月間）」を制定して、毎年、定期的に決まった時期に、地域や学校でなごや子ども条例について周知する機会を作ってはいかがでしょうか。個人や担当部局の自主努力だけでなく、名古屋市全体の取り組みとして、大きな枠組みでなごや子ども条例の周知をしていただきたいと思います。 ▶ この条例には、周知への主体や方法などが明確にされていません。 ▶ この条例を、みなさんにしっかりと発信して行ってほしいです。
【市の考え方】 子どもの権利を保障するためには、子どもが自らの権利を理解するのみでなく、市、保護者、学校等関係者、事業者、地域の方々などの大人も、子どもの権利を理解し、子どもの権利を守るために協働し、社会全体で支援していくことが必要です。 子どもの権利が守られる社会を実現するために、本市としても全庁的に連携を図りながら、広報や普及啓発の取り組みを進めていきたいと考えています。

④ 子どもの参画について（11 件）

子ども会議について（5 件） 【主な意見の例】 ▶ 重要なことは、子ども会議で議論し決定したことは必ず市議会で討論される、市当局が施策に反映させる、というような仕組みづくりです。 ▶ 政策提言できるよう年間を通じておこなわれるべきですし、子ども子育て支援協議会に子ども代表を参加させるべき。子どもの意見を聴かずして、効果的な政策は実現できません。 ▶ 「子ども会議」に賛成ですが、発言を諦めてしまいがちな子どもには「子ども会議」よりも身近な場で声を出せる手段や機会が必要であることも加えてください。 【市の考え方】 子どもの意見表明の場として、今後子ども会議を設置することを考えています。多くの子どもから意見が表明してもらうことができるよう、子ども会議の効果的な実施方法について、今後検討していきます。
子どもの意見表明機会の創出と反映について（6 件） 【主な意見の例】 ▶ 子どもが、子どもの問題を取り上げ、子どもが必要としている解決策を提案する機会を保障するということが、大切だと考えます。 ▶ 進んで意見を表明できない子どもの声にも耳を傾ける必要があると思います。そこでアウトリーチとして「子どもアドボケイト」の設置も検討していただきたいです。 ▶ 就学前の幼い子どもでも、子ども同士はもとより大人とも立派に議論できます。人生の出発点において、少なくとも保育所・幼稚園等子育て支援の現場において、「子どもの声なき声を聴き、子どもに適切な方法で伝えることができる大人」を増やすことが求められます。 【市の考え方】 子どもにかかわる事柄について、あらゆる機会をとらえて子どもが意見を表明する場を設けることは、大切なことと考えています。 子どもの意見表明の場として、今後子ども会議を設置することを考えていますので、多くの子どもから意見が表明してもらうことができるよう、効果的な実施方法について、今後検討していきます。 また、子どもの権利擁護機関を始め関係機関と連携しながら、子どもの権利について、子どもにも大人にも広く理解が得られるよう、研修や講演会等理解を深めていただく取り組みを進めていくことを考えています。

⑤ 「改正の考え方」以外の修正・追記の提案（14 件）

前文について（3 件）
【主な意見の例】 ▶ 大人は「子どもの育ちを支援し見守る」ことが協調されていますが、大人も子どもと共に育つ「共育（きょういく）」という考え方を入れていただきたいと思います。 ▶ 「性別」という言葉では不十分だと思います。生まれながらの身体的な「性」によるいわゆる「男女差別」をしない、という視点と同時に、一人ひとりの「性自認」と「性志向」をお互いに尊重することも求められるべきです。さらに「それぞれの価値観にかかわらず」という表現がほしいと思います。身体的な違いだけでなく、内面的な違い・個性を大切にする社会が「多様性を認める社会」です。
【市の考え方】 条例の第 8 条から第 13 条において、子どもの権利を保障する大人の責務を規定しています。条例そのものの周知のみでなく、子どもの権利について広く理解が得られるよう、研修や講演会等理解を深めていただく取り組みを進めていくことを考えています。 また、第 4 条（5）で、「あらゆる差別を受けないこと」を規定するとともに、第 5 条（1）で、「個人の価値が尊重されること」を規定しています。 条例で規定されている子どもの権利にはどのような内容が含まれているのか、子どもにも大人にも広く理解が得られるよう、今後、研修や講演会等、理解を深めていただく取り組みを進めていくことを考えています。
「保護者」の定義について（第 2 条関係）（3 件）
【主な意見の例】 ▶ 「保護者」の定義が法律婚状態の親権者のみをいうのではなく、それ以外の両親（事実婚、離婚後）も当然に子どもの健やかな育ちに責任と義務を有することを明確にして頂きたいです。条文上には「養育をするもの」とある事から、養育費の支払い義務を有する別居親はすでに含まれていると思われますが、解釈論を回避するためにも、明記すべきです。
【市の考え方】 本条例において「保護者」は「親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者」と表しています。 本条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための大人の責務を明らかにし、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とするものであるため、「保護者」に含まれる範囲についても、子どもの最善の利益を考え、子どもの視点に立ち、捉えることが必要であると考えています。

市の責務について（第 9 条関係）（4 件） 【主な意見の例】 ▶ 市の責務に、市の職員に理解させるという項目があるとよいと思います。男女共同参画に関して市の施策に関わることも多いのですが、担当部署以外は男女共同参画に関心も知識もない、ということが少なからずあります。まずは、市の職員の方々が子ども条例をしっかりと理解することが重要ではないでしょうか。 ▶ ドイツのように、「関連 NPO 団体を支援する」ことを、条例で義務化してはどうか。 【市の考え方】 今回の条例改正に伴い、子どもへの周知方法の見直しや、市職員に対する啓発活動など、認知度の向上のほか、子どもの権利に関する理解を深めていただく取り組みを進めていくことを考えています。 個々の施策・事業等に関することは、条例第 20 条に基づく「子どもに関する総合計画」において必要に応じて掲げ、推進していきます。
学校等関係者の責務について（第 12 条関係）（1 件） 【主な意見の例】 ▶ 第 12 条の学校関係者の部分が努力義務規定となっているのは非常に問題だと思います。努力すれば良い、ということになってしまい、学校生活における子どもの権利が脅かされる可能性があります。学校生活においては、先生に意見することすら大変難しい状況です。 【市の考え方】 子どもの権利擁護機関を始め関係機関と連携しながら、子どもの権利について、子どもだけでなく学校等関係者や保護者など大人にも広く理解が得られるように、研修・講演会開催などの取り組みを進めていくことを考えています。
事業者の責務について（第 13 条関係）（1 件） 【主な意見の例】 ▶ 13 条 2 項及び 3 項には「仕事と子育ての両立」との文言がありますが、子どもの権利保障の観点から、単なる「子育て」ではなく「子どもの健やかな育ちのための養育」とすることや、「10 条 2 項の養育」とすることを検討してはどうでしょうか。 【市の考え方】 事業者にご理解いただきやすいように、次世代育成支援対策推進法や少子化対策基本法等関係法令に合わせて、一般的な「子育て」という表現を用いています。

子どもに関する総合計画について（第 20 条関係）（1 件） 【主な意見の例】 ▶ 「子ども施策を総合的に推進していく」にとどまらず、推進していくことによって「子どもにやさしいまちづくりに寄与する」という目標まで述べていいのではないのでしょうか。 【市の考え方】 個々の具体的な施策については、なごや子ども条例第 20 条に基づき「子どもに関する総合計画」を策定し、総合的に推進しているところです。
なごや子ども・子育て支援協議会について（第 23 条関係）（1 件） 【主な意見の例】 ▶ 協議会の設置に関する詳細な規定などは条例からはずすなどして、子どもの権利を保障する基本条例としての性格にみあったバランスのとれた条文構成にする必要があると思います。 【市の考え方】 なごや子ども条例では、子どもの権利を保障するとともに、子どもの権利を保障するための総合的な施策の推進として、子ども・子育て支援協議会の設置や子どもに関する総合計画の策定など、あわせて明記しています。

⑥ その他（17 件）

権利擁護機関について（3 件）
【主な意見の例】 ▶ 権利擁護機関について、子どもの権利相談を行うことに加えて、相談実績はもちろん、子どもの権利に関わる必要なデータを収集・蓄積し、毎年度「なごや子ども白書」のような文書を発行するような役割をもつべきではないでしょうか。また、これらのデータをもとに行政への提言をする役割も求められます。その際に、市内の多様な子ども・子育て支援団体によるレポートも収集することが必要です。 ▶ 子どもの権利擁護委員会を少なくとも各区に設置すべきと考えます。 ▶ 市民に「なごもっか」を知ってもらうためには、子どもの権利侵害について新聞や放送を利用して、積極的な広報を展開すると共に子どもたちが学校や子ども会活動で「自分に起きていることは相談に値する」と感じられるような広報が必要ではないでしょうかと考えます。
【市の考え方】 子ども権利擁護機関におきましては、相談・申立てや子どもの権利擁護委員の発意に基づき、広く子どもの権利保障を図っていくほか、子ども自身に自らの権利について知ってもらえるような広報や周知啓発の取組みを通して、子どもの権利を守る文化及び社会の実現を図ってまいります。また、これらの活動状況について、名古屋市子どもの権利擁護委員条例に基づき毎年公表を行っていきます。
両親の平等保障について（1 件）
【主な意見の例】 ▶ 子どもの人権(自由)とその受け皿の意味もある両親(男女)の平等を保障すべきです。国際的な批判を受けている片親の優遇(独占・独裁)から決別する取り組みを希望しています。
【市の考え方】 個々の具体的な取り組みについては、なごや子ども条例第 20 条に基づき「子どもに関する総合計画」を策定し、総合的に推進しているところです。

放課後児童健全育成事業について（1 件）

【主な意見の例】

- ▶ 学童に入所したくても入所できない子どもが何人もいます。「なごや子ども条例」で、こどもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を約束されるように、親も子どもも希望する学童に入所できるように、入所定員を超えた申込みのあった学童には、行政が緊急措置として臨時保育所・分室対応など学区内の学童に通えるように行政も責任を持ってほしいです。この 4 月から学童の入所待機者が出ないよう最善を尽くしてください。

【市の考え方】

放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、児童の健全な育成を支援する放課後児童健全育成事業につきましては、留守家庭児童育成会の設置数増に向けた対応と、トワイライトスクールからトワイライトルームへの段階的な移行につとめ、実施か所数を増やすことで受け入れ可能人数を増やすようつとめてまいります。

他都市の取り組みについて（1 件）

【主な意見の例】

- ▶ 川崎市は、子どもの権利条例を具現化した「川崎夢パーク」がある。名古屋にもそうしたモデル施設が出来るといい。

【市の考え方】

子どもの意見表明の場として、今後、子ども会議を設置することを考えていますので、子どもの権利の具現化に向けた取り組みについて、他都市の事例を参考にするとともに、子どもの意見を聞きながら考えていきたいと思ひます。

受動喫煙について（1 件）

【主な意見の例】

- ▶ なごやこども条例では子どもたちをたばこ、受動喫煙から守ることが書いていない。いっぽう 2020 年に、かわむらたかしが指示したたばこの条例が検討されている。健康増進課とこども青少年局は重複する対象者なのだから整合性を取ってこどもの条例でもたばこから子どもたちを守れるような政策をすべきである。

【市の考え方】

子どもの権利条例では子どもの権利を保障しており、第 4 条において「安全に安心して生きる権利」を規定しています。

個々の具体的な取り組みについては、なごや子ども条例第 20 条に基づき「子どもに関する総合計画」を策定し、総合的に推進しているところです。

校則について（2 件） 【主な意見の例】 ▶ 名古屋市の小学校は特に校則などはないですが、中学校や高等学校のブラック校則は全国的に問題になっており、東京の世田谷区では見直しが進められているという報道がありました。ぜひ名古屋市でも推進していただきたい。 ▶ 名古屋市にある学校の校則の内容がなごや子ども条例の内容に連動することを望みます。 【市の考え方】 名古屋市の各学校では、児童生徒の実態、保護者の考え方、地域の実情、時代の進展などを踏まえた校則やきまりとなるように絶えず見直しを行っています。
居場所としての学校について（1 件） 【主な意見の例】 ▶ 「安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり」における「居場所」には、学校もその1つということをお忘れしないでほしいです。学ぶだけでなく、休むこと、語り合うこと、楽しく食事することなども含めた学校の在り方に寄与するものであってほしいと思います。おいしくない給食、時間が短くて食べたくても食べられない給食は権利侵害です。 【市の考え方】 給食内容を充実し、子どもたちにとって給食の時間がより楽しく魅力あるものにしていきたいと考えております。
いじめ対策について（1 件） 【主な意見の例】 ▶ いじめや虐待が後を絶ちません。子ども達の勇気と訴えを真剣に受けとめ、何が何でも子ども達を守るという行動をお願いしたいです。子ども達が発信する SOS を裏切ることなく、安心して暮らせるよう、真剣に取り組んでいただきたいと思います。 【市の考え方】 名古屋市ではいじめ未然防止のための取組として、いじめ防止教育プログラムによる予防的教育を行ったり、児童生徒がいじめのない学校づくりに主体的に取り組む「なごや ING キャンペーン」を展開したりしています。また、いじめの早期発見のために、SNS を活用した相談事業を試行実施しています。 児童虐待に対しては、「児童虐待」について、各学校でスクールカウンセラーを交えた事例検討を行うなどの研修を実施し、子どもの小さなサインを見逃さないよう資質の向上に努めています。さらに、学校と関係機関が確実に情報共有できるように努めています。 また、名古屋市では、令和 2 年 1 月に子どもの権利擁護機関として、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を開設しました。 「なごもっか」では、子どもの権利に関する悩みや心配事など、子どもの声に丁寧に耳を傾けながら、課題解決や子どもの権利回復を図っていきます。

障害児施策について（1 件）

【主な意見の例】

- ▶ 特別支援学校へ今年度から通う子どもがいます。各区に支援学校はないので、通うのには距離があります。学校からスクールバスが出ていますが、広域の範囲のため、バス乗り場も限られています。バス乗り場までは保護者同伴で子どもを送らなければなりませんし、乗り場によっては8時前の出発となっています。車を利用する場合は駐車に気を使っています。駐車スペースの確保は自己責任となっています。車を利用しない場合は公共交通機関を利用しなければなりません。障害者向けのタクシーチケットのサービスでは、通勤通学には金額がまったく足りません。毎日のことなので、区役所へ相談したところ、移動支援のサービスを教えていただきました。案内には保護者がつきそうことができない場合以外は利用できる時間が限られていて、車での支援は行っていないとの事でした。利用ができないサービスを改正していただきたいです。

【市の考え方】

子ども（障害児）への支援は原則保護者が実施し、移動支援は就労など保護者が付き添えない場合、社会生活上必要不可欠な外出（通学など）にかかる必要な支援時間数を認定しております。

また、車での支援としましては、福祉有償運送車両やタクシー（介護タクシーを含む）にヘルパーが同乗して行うサービスをお認めしているところです。車での支援を実施するには、道路運送法など車両にかかる関係法令を遵守する必要があるため、一律に車での支援をお認めすることは困難ですのご理解賜りたいと存じます。

その他（5 件）

【主な意見の例】

- ▶ この機会に条例にもとづく取り組みはどうだったのか、到達点と課題を明らかにする総括が必要ではないでしょうか。逐条的な改正ポイントにはほぼ賛同しますが、総括抜きで改正案のみ示すのはいかがなものでしょうか。
- ▶ なごや子ども条例第9条に子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならないとあります。裁判所などの司法機関も関係機関に入ると考えます。実際はどれくらい連携されているのでしょうか。協働されているのでしょうか。

【市の考え方】

なごや子ども条例では、子どもの権利の保障と、子どもに関する施策の総合的な推進を掲げています。条例に基づき、計画期間を5年とする子どもに関する総合計画を策定し、毎年度進行管理を行うとともに、計画期間終了後、5年間の総括も行っているところです。

子どもの権利を保障するためには、市や関係機関が協働し、社会全体で支援していくことが必要ですので、条例について関係機関に理解していただけるよう、広報、普及啓発に取り組んでいきたいと考えています。

(2) 子どもの意見の内容及び市の考え方

① 基本的な考え方について (1件)

権利だけでなく生活を守ることについて (1件)
【主な意見の例】 ▶ 今の子ども条例はその場では子どもを守ることができますが、「その後」の事までは考えられていないように思います。権利だけではなく、生活も守ってほしいです。
【市の考え方】 子どもの権利条例では、子どもの権利を保障するとともに、子どもに関する市の施策の進め方についても規定し、計画的に進めていくこととしています。 生活も守れるように取り組んでいきます。

② 条例の改正内容について（4件）

ぜんぶん 前文について（1件） 【主な意見の例】 ▶ 前文が長いので、文頭から句読点までをわかりやすく読みやすいものに變更してください。これは子どもの読む文章です。
し 市の考え方 条例の内容が、子どもにも大人にも伝わるように、わかりやすいパンフレット等を作ることを考えています。そのパンフレットなどを活用して子どもの権利条例を広めていく予定なので、できるだけわかりやすい言葉で表現するようにしたいと思います。
あんぜん 安全に安心して生きる権利について（第4条 関係）（2件） 【主な意見の例】 ▶ 安全に生きることと、一人一人が尊重されるということをもっと強調すると良いと思います。どのような保障がされるのか書いてほしいです。 ▶ あらゆる差別を受けないことに性別の記載があっても良いと思います。世間で「トランスジェンダー」「エイジェンダー」が叫ばれるこの時代。子どもでもなやむ子がいると思います。スクールカウンセラーにも先生にも言えない悩みをかかえる子どものために学校での制服、トイレ、体操服に性別表現の自由があるとの記載をお願いします。 し 市の考え方 子どもの権利条例で掲げる子どもの権利は、どれも大切な権利ですので、どのような権利があるのか、条例の内容が、子どもにも大人にも伝わるように、わかりやすいパンフレット等を作ることを考えています。 子どもの権利条例第4条（5）では、あらゆる差別を受けないことと規定しています。 子どもの権利について普及啓発していく際、そうした性別表現の自由も保障されることが伝えられるようにしていくことを考えています。

ゆた 豊かにそだ けんり 権利について（だい 6 条 関係）（けん 1 件）
【おも いけん れい 主な意見の例】 ▶「こ 子どものけんり 権利をひと ひと 一つ一つわかりやすく、はつきりと じょうぶん 条文に かく 書くことを…」わたし 私はこれに さんせい 賛成します！なぜかという、さいきん 最近では、いじめ、ぎやく たい 待などで いのち うしな 命を失うこ 子もすく 少なくありません。だから、すこ 少しでもわかりやすく かく 書いた方が よい と思います。
【し かんが かんが 市の考え方】 じょうれい 条例の ないよう 内容が、こ 子どもにも おとな 大人にも つた 伝わるように、わかりやすいパンフレット とう 等を作ることを かんが 考えています。 こ 子どもがこ 子どものけんり 権利を理解 しかい できるように、そのパンフレットなどを かつよう 活用してこ 子どものけんり 権利 じょうれい 条例を ひろ 広めていく よてい 予定なので、できるだけわかりやすい ことば 言葉で ひょうげん 表現するようにしたい と思います。

③ 条例の普及・啓発について (5件)

わかりやすさについて (2件)

【主な意見の例】

- ▶ フリガナはふってありますが、文章が長く、難しい言葉で記されているので小学生などは内容を理解する以前に読む事を諦めてしまうと思います。また、名古屋に住む外国の子どもたちのために外国語で書かれた「なごや子ども条例」も発行すべきだと思います。
- ▶ 小さな子どもでもわかるような言葉で書いてほしい。むずかしい言葉で書かれても理解しづらい。

【市の考え方】

小さな子どもでも条例の内容が分かりやすく理解できるように、子どもの成長に合わせて何種類かのパンフレットなどを作りたいと思います。

学校等での周知について (3件)

【主な意見の例】

- ▶ なごっちフレンズに入り、初めてなごや子ども条例を知りました。学校の人は、なごや子ども条例を知らないの、学校でこのことを教えるといいと思います。
- ▶ 学校できちんと授業としてやってほしい。
- ▶ なごや子ども条例の改正は、私たちのような無力な子どものより大きな力になってくれると思います。子どもの一人一人の権利を大切に、守っていくことで、幸せになる人が多くなるのではないかと、この条例を知って思うようになりました。そこで、私は、学校での、こういったサポートを行うべきだと思います。子どもが一番長い時間いるのは学校なので、子どもを大切にするには、まず学校からよりよくすべきだと思います。また、親へのサポートも必要だと思います。親のしあわせは子どものしあわせです。こうしたことを行うことで、子どもが大人になった時に、子どもによりそえるようになれると思います。

【市の考え方】

子どもの権利条例は、子どもだけでなく大人にも知っていてほしいので、学校の先生だけでなく、いろいろな大人が学ぶことができる機会を設けたいと思います。

④ 「改正の考え方」以外の修正・追記の提案（1件）

がっこうとうかんけいしや せきむ だい じょうかんけい けん 学校等関係者の責務について（第12条 関係）（1件）
【主な意見の例】 ▶ 第12条の内容は変更すべきだと思います。教師は近年のニュースでもよく見聞きしますが、子どもを伸ばさず、いじめからも守らず、支援をする前に子どもを見捨てていると感じるからです。大人の責任を放棄している大人を美化しないでください。主体者は子どもです。
【市の考え方】 いじめ、不登校、児童虐待など、子どもたちを取り巻く問題について、教員はなごや子ども応援委員会や児童相談所などの職員の方々と力を合わせて対応してきています。今後もすべての子どもたちの権利を守るための取り組みを、全力で進めていきます。

⑤ その他^た (5件^{けん})

ふとうこうたいさく
不登校対策について (1件)

おも いけん れい
【主^{おも}な意見^{いけん}の例^{れい}】

▶ (子の代筆で母が書きます) 学校へ行きたい、けれど行けなくなり、心身共に病んでしまいました。学校のアンケートに辛い事を書いても何もない。先生も忙しいでしょうが、どこに伝えたら改善してくれるの?・・・辛い事、家族に言えませんでした。幸い、やっと手を差し伸べてくれるところがみつかり、これからお世話になります。無料の学習支援にも通え、勉強以外の相談にもものって下さり、感謝しています。不登校の子が急増しています。期間が長くなる程、病気になるってしまいます。今すぐ助けて下さい。お願いします。

【^し市の^{かんがえ}考^{かた}え方】

「子どもSOSほっとライン24」や「ハートフレンドなごや」などの相談窓口を
「大切にしたいね あったかハート」カードで紹介しています。スクールカウンセラーに
相談するのもよいと思います。なごやフレンドリーナウやなごや子ども応援委員会も
不登校の子どもたちを支援しています。令和2年度には、検討会議を開いて、不登校の子
どもたちへのよりよい支援について、さらに検討していきます。

こころ　なや　そうだん　けん
心の悩みの相談について（1件）

おも いけん れい
【主 意 見 の 例】

▶ 中学生の時、心の悩みで相談しようと思ったが、自分の学校のスクールカウンセラーに相談すると、まわりにバレてしまうのがこわくてできなかった。児童相談所に電話したら、スクールカウンセラーがいる学校の人はそちらにと言われてダメだった。（親も同様）今は制度が変わっているかも。長い間お世話になりました。成長にかかせない情報、ありがとうございました。

【^し市の^{かんが}考^{かた}え方】

スクールカウンセラーは、相談をしたい子どもがまわりの子どもたちになわかってしまうことがこわい場合には、例えば相談室以外での対応を行うなどの工夫を行ったり、学校外で相談ができる関係機関を紹介したりするなど、相談者の思いをよく聞き、その子どもの希望にあったきめ細やかな対応を行えるようにしていきます。

その他（3件）

【主な意見の例】

- ▶ 「なごもっか」はよい取り組みだと思ひます。
- ▶ 他^{ほか}の国^{くに}の子ども^こも受け^ういれるのがいいと思ひます。
- ▶ 子ども^こが家^{いえ}に帰^{かえ}る時^{とき}、危^{あぶ}ない目^めにあわないうに地域^{ちいき}の方々^{かたがた}とあいさつ^{こうりゅう}などをして交^{こう}流^{りゅう}などを深^{ふか}めた方^{ほう}がいいと思ひます。

【市の考^{かんが}え方^{かた}】

「なごもっか」については、みなさんに信^{しん}頼^{らい}し、話^{はな}をしてもらうことができるよう、取^とり組^くみを進^{すす}めていきます。

なごや子ども^{けんり}の権^{けん}利^り条^{じょう}例^{れい}では、生^うまれた国^{くに}の違^{ちが}いなどには関^{かん}係^{けい}なく、ど^どの子ども^こにも同^{おな}じように権^{けん}利^りがあることが書^かいてあります。

子ども^この権^{けん}利^りについて地域^{ちいき}の方々^{かたがた}などいろいろうな大人^{おとな}にも広^{ひろ}めていくことが大^{たい}切^{せつ}だと思^{おも}っているの^なで、学^{まな}んでもらえる機^き会^{かい}をつく^{つく}りたいと思^{おも}ひます。